

海外経済要録

国際機関

△先進国主催会議、コミュニケを発表

先進7か国(カナダ、西ドイツ、フランス、イタリア、日本、英国および米国)は7月16、17日の両日、西ドイツのボンにおいて第4回目の首脳会議を開催し、同17日経済成長、エネルギー、貿易、援助および通貨等に関する共同コミュニケを発表した。

その要旨は次のとおり。

- (1) 世界的な失業が最大の問題である。現在高水準にある失業を低下させるために、インフレを再燃させない範囲内で適度の経済成長を確保することが必要である。着実なインフレなき成長を確保するためには、各國がそれぞれの異なった経済情勢に応じて行動するプログラムの作成が必要である。すなわち、国際収支およびインフレが特別の制約となっていない国においては、内需の拡大を速めることが要請され、一方価格およびコストの上昇圧力の強い国においては、新たなインフレ対策を実施すべきである。各國別では、イ. カナダは、インフレ抑制と両立する限度内で雇用の拡大および5%までの生産増加を達成する。
- ロ. 西ドイツは、78年8月末までにGNPの1%までに相当する景気刺激策を議会に提案する。刺激策の規模は資本市場の消化能力およびインフレ圧力を回避する必要性を考慮したものとする。
- ハ. フランスは、インフレ抑制に努力する一方、78年財政赤字幅をGNPの約0.5%相当分増大させる。
- ニ. イタリアは79年の実質経済成長率を78年に比し1.5%ポイント高める。本目標の達成にあたっては、インフレを回避しつつ雇用を増大させるために、投資を刺激する一方で、経常的公共支出を削減する。
- ホ. 日本はすでに78年度の実質経済成長率を内需拡大を中心として前年度実績比約1.5%ポイント高める旨決定しているが、本目標を実現するため必要ならば適切な措置を講じる。
- ヘ. 英国は、インフレ率の低下および国際収支の改善を達成し、GDPの1%強に相当する財政刺激策を最近実施したが、経済成長と雇用の見通しをさらに改善するため、インフレとの闘いを継続する。
- ト. 米国の経済政策の最優先課題はインフレ抑制である。この点につき、米国は79年度減税幅の縮小、

1978~80年度の政府支出予算の削減、賃金・物価抑制のための自発的計画等について指摘した。

- (2) 現在のエネルギー情勢は若干の改善がみられるものの、いまだ不満足な状態である。このため、先進国は輸入石油への依存度を低下させるべきであるが、特に米国はエネルギー分野における特別の責任を認め、本年末までに以下の措置を実施する。

イ. 85年までに1日当たり約250万バーレルの石油輸入の節約をもたらす措置を実施する。この目標達成のため、10億バーレルの石油備蓄を行うほか、石炭生産を現在の3分の2相当増大させる。

ロ. GDPの伸びに対するエネルギー需要の伸びの比率を0.8あるいはそれ以下に引下げる。

ハ. 78、79年の石油輸入量を77年実績比減少させる。石油の過剰消費を抑制し、石炭への移行を助長するため、国内の石油価格を1980年末までに国際水準に引き上げる。

- (3) 持続的かつ均衡のとれた経済成長を達成するためには国際貿易の拡大が不可欠であり、このためには開放的国際貿易制度を維持、強化する必要がある。保護主義への道をしりぞけるため、東京ラウンドの進展を支持し、78年12月15日までに交渉を成功裏に完了することを要請する。また現在の国際収支不均衡を解消するため、大幅な経常収支の赤字を抱える国は輸出を増大する一方、大幅な経常収支の黒字を有する国は輸入増大を促進する必要がある。この点について米国は、輸出の増大を決意し、輸出増大のための措置を検討している。日本は内需の拡大と輸入促進努力により輸入増大を図り、また、当面の黒字状態に対処するため、78年度の輸出数量を前年度比横ばいないしそれ以下とすることをねらった異例の措置を講じている。

- (4) 先進工業国は開発途上国に対して開発資金援助等を増大させる考えである。特に日本は、開発援助資金を今後3年間で倍増するように努力する。

- (5) 為替市場における最近数ヶ月の不規則な変動により、コンフィデンス、投資、および成長に対して世界的に悪影響が生じた。為替相場の安定は基本的には今日の国際収支の大幅な不均衡の要因となっている基礎的な諸問題に取組むことによってのみ達成することができる。

為替相場は各国間の基礎的な経済・金融条件(underlying economic and financial conditions)の変化に対応するものであるが、各國通貨当局は、為替市場における無秩序な状態に対処するために必要な範囲内で引き続き介入を行う。通貨当局はこれらの努力の効果を

高めるため、広範な協議を行う。

◇ IMF、SDR新バスケットにおける各国通貨量を決定

国際通貨基金(IMF)は先に本年7月以降SDRの価値決定方式を変更する旨決定(4月号「要録」参照)していたが、7月1日新方式下で用いる新しい通貨バスケット内の各国通貨量を下表のとおり定めた旨発表した。

SDRバスケットにおける各国通貨量

(単位・各国通貨)

	旧バスケット	新バスケット
米 ド ル	0.40	0.40
西 ド イ ツ ・ マ ル ク	0.38	0.32
日 本 円	26	21
フ ラ ン ス ・ フ ラ ン	0.44	0.42
英 ポ ン ド	0.045	0.050
イ タ リ ア ・ リ ラ	47	52
オ ラ ン ダ ・ ギ ル ダ ー	0.14	0.14
カ ナ ダ ・ ド ル	0.071	0.070
ペ ル ギ ー ・ フ ラ ン	1.6	1.6
サ ウ ジ ア ラ ピ ア ・ リ ャ ル	—	0.13
ス ウ エ ー デ ン ・ ク ロ ーナ	0.13	0.11
イ ラ ン ・ リ ア ル	—	1.7
オ ー スト ラ リア ・ ド ル	0.012	0.017
スペイン・ペセタ	1.1	1.5
ノルウェー・クローネ	0.099	0.10
オーストリア・シリング	0.22	0.28

米 州 諸 国

◇米国、会計検査院に対し銀行監督機関への監査権限を付与

1. カーター大統領は7月21日、会計検査院(General Accounting Office)に対し銀行監督3機関(連邦準備制度、連邦預金保険公社、通貨監督官当局)への監査実施権限を付与する旨規定した「連邦銀行監督機関の監査に関する法律(Federal Banking Agency Audit Act)」に署名した。本法律はこれまで会計検査院の監査対象から除外されていた上記銀行監督機関を監査対象に加えることによって、議会の上記3機関に対する監督を強めることをねらいとしたものとされている。このため本法案が提出された当初、連邦準備制度は「連邦準備制度を会計検査院監査の場外に置いておくことこそ同制度の独立性の大きな柱である」(バーンズ議長<当時>)として反対していたが、結局①監査の範囲を銀行監督機能等に限定

し、金融政策にかかわる事項については除外すること、②監査結果の公表には一定の制限を設けることとの修正を行ったうえで今回ようやく成立の運びとなった。

2. 本法律の骨子は次のとおり。

- (1) 会計検査院は、①連邦準備制度理事会、連邦準備銀行およびその支店・事務所、②連邦預金保険公社、③通貨監督官当局に対する監査を行い、その結果を議会に報告する。
- (2) ただし連邦準備制度、連邦準備銀行およびその支店・事務所に対する監査には次のものを含めない。
 - ① 外国中央銀行、外国政府、非民間国際金融機関のために行う取引またはそれらとの間の取引。
 - ② 貸出政策、支払準備率操作、公開市場操作、預金金利規制等金融政策上の事項にかかる協議、決定、措置。
 - ③ 連邦準備制度公開市場勘定の取引等連邦公開市場委員会(FOMC)の指示に基づいてなされる取引。
 - ④ 上記①～③の取引に携わる連邦準備制度理事会理事、同職員が相互間で行う議論および諸連絡。
- (3) 会計検査院は関係監督機関の同意書なしには、預金保険制度加盟銀行あるいは銀行持株会社に対する臨店検査(onsite examination)を行ってはならない。
- (4) 会計検査院は監査によって得た情報について、特定の顧客、あるいは特定の銀行・銀行持株会社を明示するような形で公開してはならない。ただし、閉鎖した銀行または同銀行持株会社に関する情報を公開する限りにおいては、当該銀行等の経営に支配的影響力を持っていた顧客を特定するような形で情報を公開することができる。

◇米国政府、年次予算改訂見通し等を発表

米国政府は7月6日、1978、79年度予算についての恒例の年次改訂見通しを発表した。主な内容は次のとおり。

(1) 78年度予算の実績見込み改訂

78会計年度(77年10月～78年9月)予算の歳入は4,012億ドルと本年1月の予算教書(2月号「要録」参照)における見通し(4,013億ドル)並みの規模となっているが、歳出は国防費、エネルギー関係費(主として戦略石油備蓄計画の遅れ)、社会保障関係費(主に失業率の低下に伴う失業保険支出の縮小)等の支出減少から4,523億ドルと予算教書の見込み(4,631億ドル)を下方改訂している。この結果、収支じりは511億ドルの赤字と予算教書の見込み(618億ドルの赤字)に比べて赤字幅が107億ドル方縮小している。

(2) 79年度予算案の改訂

79会計年度(78年10月～79年9月)予算案については、歳入が予算教書で盛込まれていた減税計画の修正(減税規模の縮小<250→200億ドル>、実施時期の延期<78年10月→79年1月>)もあって4,482億ドルと当初予算案(4,405億ドル)を上方改訂しているのに対し、歳出は政府による連邦政府職員の給与引上げ抑制提案(4月号「要録」参照)等による国防費等の支出計画の見直しや失業率見通しの下方改訂に伴う社会保障関係の減額修正などから4,966億ドルと当初予算案(5,010億ドル)を下方改訂している。この結果、収支じりは485億ドルの赤字と当初予算案(605億ドルの赤字)に比して120億ドル方赤字幅縮小が見込まれている。

(3) こうした予算改訂見通しの前提となった78、79年の米国経済見通しを予算教書の見通しと比べると、実質G N P成長率と失業率は引下げ、逆に物価上昇率は引上げている。すなわち、まずG N P成長率については、①物価上昇の個人消費支出に及ぼす影響や、②財政面からの景気刺激策の後退などを考慮すると78年は4.1%(予算教書4.7%)、79年は4.3%(同4.8%)にとどまる見込んでいる。しかし失業率については、すでに雇用情勢が予想外の改善をみていることから78年第4四半期の見通しを5.9%(6.2%)、79年第4四半期を5.6%(5.8%)にそれぞれ下方改訂している。これに対して物価上昇率(C P I前年同月比)は、①農産物価格の高騰、②ドル相場下落に伴う輸入価格等の上昇の影響から78年12月で7.2%(6.1%)、79年12月で6.5%(6.0%)に高まると想定している。

(4) なお今回の改訂見通しには80～83年度までの中期財

政見通しも併せ提示されているが、その中で特に80年度の場合歳入が前年度比13.2%増加するものの、歳出も同10.6%増となるため、赤字額は427億ドルと見込まれていて、「政府としてはこの赤字規模は受け入れ難いものであり、明年初の予算案策定に際しては歳出の抑制を通じて赤字幅を大幅に縮小させねばならないと考えている」旨言及しているのが注目される。

米国の1978・79年度予算

(単位・億ドル、カッコ内は1月予算教書の計数)

	1977年度 実績	1978年度 実績見込み	1979年度 予算
歳 入	3,578	4,012 (4,013)	4,482 (4,405)
歳 出	4,028	4,523 (4,631)	4,966 (5,010)
収支じり	△ 450	△ 511 (△ 618)	△ 485 (△ 605)

◇米国、国庫債務臨時限度額等を引上げ

カーター大統領は8月4日、国庫債務臨時限度額の引上げ等に関する法律に署名した。その内容は次のとおり。

- (1) 本年7月末に期限到来の国庫債務臨時限度額(3,520億ドル、ほかに永久限度額4,000億ドル)を明79年3月末までの期限付きで3,980億ドルに引上げる(この結果、債務限度額総額は7,980億ドルとなる)。
- (2) 長期国債のうち4.25%の金利上限を超えて発行することが認められている別わく分の発行限度を50億ドル引上げ320億ドルとする。

◇米国、ニューヨーク市債保証法の成立

カーター大統領は8月8日、今後4年間(82年6月末まで)に発行されるニューヨーク市債に対し、連邦政府が最高16.5億ドルの範囲で債務保証を供与することを認めた法律(New York City Loan Guarantee Act of 1978)に署名した。本法は財政危機に陥ったニューヨーク市を救済するために制定された「1975年ニューヨーク市季節融資法」(51年1月号「要録」参照)が本年6月末をもって期限切れとなつたのに伴い、「ニューヨーク市の財政危機を收拾するためには長期、安定的な資金の調達が必要であり、一方政府としても融資ではなく債務保証を行うのであれば直接連邦財政に負担が及ぼない」(ブルメンソール財務長官)との考え方から、その代替策として打出されたものである。

本法の骨子は次のとおり。

米国の政府経済見通し
(単位・%、カッコ内は1月の予算教書における見通し)

	1977年 実績	1978年	1979年
G N P 成 長 率 名 目	10.7	10.9 (11.0)	11.2 (11.2)
実 質	4.9	4.1 (4.7)	4.3 (4.8)
物 価 上 昇 率 G N P デフレーター	5.8	6.9 (6.3)	6.5 (6.0)
消 費 者 物 価	6.8	7.2 (6.1)	6.5 (6.0)
失 業 率	6.6	5.9 (6.2)	5.6 (5.8)

(注) G N P デフレーターは第4四半期の前年同期比、C P Iは12月の前年同月比、失業率は第4四半期の水準。

(1) 保証対象

ニューヨーク市がニューヨーク州およびニューヨーク市の年金基金に対して発行する最長15年までの長期債の元本(利息は保証せず)。

ただし、79年度に限り、短期債(期間1年以内)の発行に対しても債務保証可能。

(2) 保証限度

① 長期債分……総額16.5億ドル。この年度間の割りふりは79年度(78年7月～79年6月)および80年度(79年7月～80年6月)発行分については各500百万ドルまで、81年度(80年7月～81年6月)および最終の82年度(81年7月～82年6月)発行分については各325百万ドルまでとする。

② 短期債分……250百万ドル(ただし、79年度における長期債に対する保証わくが未消化の場合は、その未消化分のうち75百万ドルまでを短期債の保証に流用可能)。

(3) 保証料 0.5%

(4) 保証供与に際しての付帯条件等

① 80、81年度の保証については、上下両院のいずれかが拒否権を発動した場合、保証を行わない。

② ニューヨーク市は79～81年度には経常的予算収支を均衡させ、82年度には資本的収支も含めた全体の予算収支を均衡させるものとする。

③ ニューヨーク州も連邦政府が保証する債券の元本および利息の5%を連帶保証する。

◇カナダ、公定歩合を引上げ

カナダ銀行は7月25日、公定歩合を8.5%から9.0%に引上げ、翌26日から実施する旨発表した。カナダの公定歩合引上げは本年3月以降3度目(通算引上げ幅1.5%)の措置である。

今次措置の発表に際し同行のブイ総裁は、「対外ポジション悪化防止の観点から、カナダの国内金利と海外金利とのバランスを維持することが緊要である」とコメントしている。また市場筋では最近の米国における金利上昇に伴い、同金利とカナダ国内金利との格差が縮小、外為市場においてカナダ・ドルが再び売圧力を受ける懸念があるため、これを未然に防止することをねらったものと受けとめている。

歐　洲　諸　國

◇E C首脳会議共同声明の概要

1. 7月6、7日の両日、西ドイツのブレーメンで開催

されたE C首脳会議(欧州理事会)は共同声明を採択した。同声明は同会議において議長を務めたシュミット西ドイツ首相覚書のかたちで発表されたが、そのうち経済問題に関する部分はE C共通景気対策の実施、新欧州通貨体制の設立、エネルギー対策、国際貿易の促進等から成っており、その概要は次のとおり。

(1) 経済政策

イ. 理事会はインフレ抑制、通貨安定制度確立、国際貿易の拡大、エネルギー対策の推進、地域格差の是正、さらに需要の喚起を通じて、より高い成長率を達成し、失業水準の引下げを図ることを目的とする共通の戦略を決定した。

ロ. 全加盟国は、インフレ抑制の程度、国際収支状況、外貨準備額、公共部門赤字規模、設備の遊休状況等各国の経済情勢に応じて経済成長率を高めるための措置を講じることとする。

(2) 通貨政策

イ. 理事会は、欧州通貨安定圏の形成(後述、2)が極めて望ましい目標であると認め、そのための持続的かつ有効な仕組みを考察する。

ロ. 理事会は蔵相理事会に対して専門委員会がこのような仕組みの運用に必要な諸規程を10月31日までに作成しうるよう、7月24日の理事会において必要なガイドラインを作成することを指示した。最終決定および各国の参加への意思表示は、12月4、5日に開催予定の次回E C首脳会議においてなされるものとする。

ハ. なお、ベルギー、デンマーク、西ドイツ、ルクセンブルク、オランダ各国首相は、「snake」については議論されなかつたし、現在も議論の対象とされておらず完全に現行通り存続することを確認する。

(3) 失業対策

理事会は経済成長の拡大により失業問題の改善を図ることが喫緊の課題であることを確認するとともに、労相理事会に対し、1979年初から実施できるよう若年者失業対策を決定するよう指示した。

(4) エネルギー対策

イ. 長期的エネルギー問題解決のためE Cは、1985年を目標にE Cレベルで次の措置を実施する旨決定した。

ア) エネルギー輸入依存度を50%に引下げる。

イ) 石油のネット輸入量を制限する。

リ) エネルギー消費量の伸びのG D P増加率に対する比率を0.8%に引下げる。

ロ. E Cにとり、特に原子力の活用が重要かつ緊急の

ことと考える。

(5) 国際貿易

- イ. 理事会は、開放的な世界貿易の促進に協力するとの決意を確認し、多角的貿易交渉の結果を重視する。
- ロ. E Cは、保護主義を防止するための措置を講ずる積りであり、また、このための国際協力等の強化を要請する。

(6) 構造対策

- イ. 理事会は、成長促進および雇用機会の創出を図るために域内産業の競争力強化と技術革新が重要であるとの結論に至った。
- ロ. しかし、産業構造の変化は社会的に許容しうる条件下で行われる必要があり、E Cは信用供与等によりこれを支援する。もっとも政府の介入は例外的かつ、制限されたものでなければ容認されるべきではない。

(7) 発展途上国関係

- イ. 南北諸国間の利害のバランスを図ることが必要であり、このためには工業諸国は発展途上国に対し国内市場を開放することが必要である。
- ロ. E Cおよび加盟各国は、世界的規模で開発援助の強化に努める。

2. 上記声明のうち、欧洲通貨体制(European Monetary System, EMS)創設^(注)問題については、付属書(Annex)により詳しい構想が述べられており、その要点は次のとおり。

(注) 議長のシュミット首相は、7日の記者会見の席上、本構想は79年初発足(共同変動相場制への一本化は81年までに実現)を目指すこととされている旨述べた。

(1) 基本体制

- イ. 為替相場の管理・運営については、現行欧洲共同変動相場制同様厳格なものとする。
- ロ. 現在共同変動相場制に参加(participate)していないE C諸国が本欧洲通貨制度に参加するに際しての過渡的措置として、本制度の外側により広い変動幅を設定する。
- ハ. E Cと密接な経済関係にある非加盟国も本制度に参加(associate)することが認められる。
- ニ. 変動幅維持に必要な市場への介入は、本制度参加各国通貨による直接介入とする。
- ホ. 欧州通貨単位(European Currency Unit)^(注)を本制度の中心に置く。これは主に通貨当局相互間の決済手段として用いることとする。

(注) 現行の欧洲計算単位(European Unit of Account)と同一定

義のものとされている。

(2) 欧州通貨基金制度(European Monetary Fund)

歐州通貨体制参加各国の金・外貨準備の一定割合(例えば20%)および同額の加盟国通貨を見合いに上記E C Uを創出する。E C Uによる信用供与期間は1年を限度とし、信用条件は金額や期間により異なるものとする。

(3) 協調的政策の実行

第3国通貨に対する為替相場変動にあたっては、参加各国は協調的政策を実行する。例えば、参加数か国が米ドルに対する介入を同時に実行する場合には、密接な協議により相互に逆の効果を与えるような介入を避ける。なお、中央銀行は買介入によって得たドルの一部(例えば20%)を基金に預託し、これと引替えにE C Uを受領する(売介入の場合は逆の取引)。

(4) 本制度発足後2年内に、現行欧洲通貨協力基金の制度、任務等は欧洲通貨基金に統合されるものとする。

◆ E C 蔵相理事会、経済政策運営につき協調行動の実施を決定

E C 蔵相理事会は7月24日、1978年下期および79年ににおけるE C 9か国の経済政策運営につき、各國が協調行動をとる旨決定し、その概要を発表した。今回の決定は、ブレーメンにおけるE C首脳会議での合意およびボン首脳会議における西ドイツ、フランスの公約等を踏まえたものであり、各國別の措置内容は以下のとおりである(ボン首脳会議参加国については別項「要録」参照)。

デンマーク……景気刺激策採用の余地は狭いが、79年においてG D Pの0.2%相当額の個人減税を実施する。

アイルランド……すでに拡張的政策を実施しているが、79年も、財政赤字額をG D Pの10.5%程度に抑制(78年は同13%の見込み)するとの範囲内で、景気支持策を継続実施する(もっとも措置の内容は、雇用創出を主体に控え目なものとならざるをえない)。

オランダ……78年の財政赤字はG D P比5.5%と見込まれるが、79年には追加的措置(省エネルギー投資の実施、税・社会保険料負担の軽減等)の採用により、この比率を6.5%にまで拡大する。

ベルギー……現在財政赤字の拡大から緊縮策の実施を強いられているが、79年には、投資促進、減税等の刺激的措置を講ずる。

ルクセンブルク……79年予算において、GDPの1%強相当額の景気刺激措置を織込む。

◇ E C、1979年度予算案を発表

1. E C委員会は6月15日、1979年度(79年1月~12月)当初予算案を決定した。同予算案の概要是次のとおりである。

	金額 (カッコ内78) 年当初予算	前年比 (同)		
	百万 EUA	百万 EUA	%	%
歳出総額(支出権限額)	13,859(12,362)		+12.1(+28.8)	
うち農業政策関係費	10,070(9,132)		+10.3(+25.3)	
エネルギー・産業政策関係費	516(295)		+74.8(+33.3)	
社会対策関係費 (雇用対策等)	748(559)		+33.8(2.5倍)	
地域対策関係費	390(525)	△	25.7(+64.8)	
発展途上国 援助関係費	565(381)		+48.3(+23.7)	
歳入総額	13,859(12,362)			

2. 79年度予算案の特徴としては、①これまで批判の強まっていた農業政策関係費の伸びを抑制したため、歳出総額が前年度比+12.1%(78年度予算案は同+28.8%)とE C予算始まって以来の低い伸びにとどまっていること、②農業構造・産業構造対策、雇用対策、エネルギー問題等に重点的に資金配分したこと、および③歳入は全て既定の財源(関税、農業、砂糖等課徴金、付加価値税等の共同体収納分)で賄われ、77年までのような各国からの臨時の拠出金(financial contribution)は要しないこと、が指摘されている。

なお、本予算案は欧州理事会、欧州議会での審議を経た後、欧州議会の承認を得て本年末までに成立の予定となっている。

◇ 西ドイツ政府、財政面からの景気刺激措置等を閣議決定

西ドイツ政府は7月28日、個人・企業減税(注)および歳出規模拡大を含む79、80年両年にわたる財政面からの景気刺激措置(79年分総額148億マルク、付加価値税引上げ分調整後では122.5億マルク)等を下記のとおり、閣議決定した(本措置に対する反響等については、「国別動向」

参照)。

(注) 80年の景気対策として打出された企業減税(賃金支払総額税および営業利益税)は市町村税である。

(1) 79年の景気対策

イ. 個人所得税減税……総額101億マルク

(イ) 個人所得税の累進課税率の是正

(ロ) 個人所得税の基礎控除額の引き上げ

独身者3,300→3,690マルク、既婚者6,600→7,380マルク

ロ. 財政支出拡大……総額47億マルク

(イ) 社会福祉関係支出の拡大

児童手当の増額(第3子以降1人当たり月額150→195マルク)

女性の産児休暇延長(14週間→6ヶ月)および出産についての国庫給付金の支給(月額最高750マルク)

(ロ) 研究開発投資促進のための財政支出拡大

研究開発投資総額の15%を国庫補助金として支給するほか、同30%を限度に政府資金を低利融資する(いずれも新規措置)。

なお、上記諸措置の結果生ずる財政赤字の拡大を抑制するため、79年7月1日以降付加価値税率を1%引き上げる(12→13%)。

(2) 80年の景気対策

イ. 個人所得税減税……79年実施分および下記の措置による減税分を含め総額141億マルク(州、地方公共団体を含む)

個人の保険金支払に対する所得控除額の引き上げ

独身者1,500→2,500マルク、既婚者3,000→5,000マルク

ロ. 企業減税……総額28億マルク

(イ) 営業税のうち賃金支払総額税(注)の廃止

(注) 企業の従業員に対する賃金支払総額につき、業績のいかんにかかわらず課税。

(ロ) 営業利益税の基礎控除額の引き上げ

24,000→36,000マルク

ハ. 財政支出拡大……前記79年財政支出拡大措置および下記の措置を含め総額64億マルク(前年分より17億マルク拡大)

児童手当の増額(第2子につき月額80→100マルク)等による社会福祉関係支出の拡大

(3) 79年連邦予算案の策定

79年の連邦政府予算案における歳出総額は2,046億マルク、前年比+8.4%(78年の歳出総額1,887億マルク、77年比+10.2%)と昨年策定の中期財政計画にお

ける歳出見通し(2,000億マルク、前年比+6.0%、52年10月号「要録」参照)に比べ、規模拡大が図られている。この結果、同年の政府財政赤字幅は356億マルクと本年の赤字見込み308億マルクを大幅に上回る見通しどとなっている(注)。なお、州、地方自治体を含めた79年の公共部門財政赤字は600億マルク程度(78年見込み550~600億マルク)と見込まれている。

(注) 78年連邦政府予算案および中期財政計画

(単位・億マルク)

	1979年 (予算案)	1980年 (計画)	1981年 (計画)	1982年 (計画)	〈参考〉 1978年 (予算)
歳出 (前年比・%)	2,046 (8.4)	2,172 (6.2)	2,280 (5.0)	2,380 (4.4)	1,887 (10.2)
歳入 (前年比・%)	1,690 (7.0)	1,836 (8.6)	1,956 (6.5)	2,080 (6.3)	1,579 (5.3)
うち 税 収	1,594	1,729	1,851	1,973	1,499
取 支 じ り	△ 356	△ 336	△ 324	△ 300	△ 308

◇フランス政府、土木建設業界に対する支援措置を決定

1. フランス政府は7月5日、業況不振を続いている土木建設業界を支援するため、概要以下の措置を決定した。

- (1) 低家賃住宅の建設促進のため、総額1.5億フランの事業契約を直ちに実行する。
- (2) 住宅資金貸付金利を7月以降向う6か月間据置くこととする(当初7月以降平均1.2%の引上げを予定。本措置に伴う予算歳出負担増見込総額は向う6か月間で約9億フラン)。
- (3) 1979年予算において、住宅関連予算支出額を78年比16.7%拡大する。

2. 今次措置は、「住宅建設の不振(注)が続いていることにはかんがみ、業界でのこれまでの業績を図ることが適当と判断したことによるもの」(ドルナノ環境・生活相)とされているが、業界ではさらに補正予算による追加的措置の実施を望む向きが多い。

(注) 住宅着工件数(前年比)
77年 △ 5.5%
78年1~4月 △ 18.0%

◇英蘭銀行、特別預金預入率の再引上げ時期の延期等を発表

1. 英蘭銀行は7月17日、6月19日以降一時的に引下げられていた特別預金預入率の再引上げ(現在特別預金対象債務残高の2→3%)時期を当初予定の7月24日から9月11日へ延期する旨発表、さらに7月27日、同預入率を7月31日以降9月10日までの間、一時的に1%引下げる(2→1%、これにより市中に解放される資金量は約440百万ポンド)とともに、3%への再引上げ時期も9月26日に再延長する旨発表した(本措置に関しては7月号「要録」参照)。この結果、同預入率の推移は次のとおりとなる。

6月18日以前	対象債務の3%
19日以降	〃 1.5%
7月3日	〃 2%
31日	〃 1%
9月11日	〃 2%
26日	〃 3%

2. 本措置につき、英蘭銀行では、「今後、数週間にわたり、短期金融市場でかなりの資金不足が予想され、放置すれば短期金利の不必要的乱高下を招来するおそれがあるので、こうした事態に対処するためにとられた技術的措置」と説明している。

◇英国政府、所得政策第4段階に関する白書を発表

英国政府は7月21日、所得政策第3段階(77年8月~78年7月末、52年8月号「要録」参照)の期限切れを控え、8月以降向う1年間の所得政策第4段階に関する白書([Winning the Battle Against Inflation])を発表した(本白書のねらい、反響等については「国別動向」参照)。白書の概要は以下のとおり。

(1) 賃金抑制策

1. 本年8月以降1年間の平均所得(average earnings)の増加率ガイドラインを5%とする。

ロ. ただし以下のものについては例外とする。

(イ) 消防士、警察官、軍人等一部公務員および大学教師……従来その賃金が相対的に低く抑えられていた事情にかんがみ、今後2年間独自の賃上げを認めること。

(ロ) 賃上げ実施後で週給44.5ポンド未満の低所得層。

(ハ) 労働生産性の向上により、単位労働コストの上昇を招かずして5%以上の賃上げを実施し得る場合……生産性協約(self-financing productivity deal)による賃金上積みを、第3段階同様、認める。

ハ. 賃金改訂の間隔を最低12か月とするとのいわゆる「12か月ルール」を第3段階同様踏襲する。

ニ. 労働組合が失業対策として要求している労働時間の短縮については、単位労働コストを上昇させない範囲で、賃金改訂の一環として認める。

ホ. ガイドラインの実効性確保を図るため、公共部門はもとより、民間部門についても政府による制裁措置(注)を活用する。

(注) 制裁措置を規定している「1975年報酬・負担・交付金法(Remuneration, Charges and Grants Act 1975)」については7月末の期限切れをもって廃止し、今後はpay clause(公共工事の契約の際に挿入されるもので、賃上げガイドラインを守らぬ企業に対し、契約を解除する旨の条項)を引き続き活用するなど政府の裁量的制裁措置の発動へ移行する。

(2) 価格・配当規制

- イ. 物価委員会(the Price Commission)は個別業界・企業に対する査察を引き続き実施し、値上げが正当なものでないと認められる場合には値上げ幅縮小等を命令する。
- ロ. 配当に関する法的規制(本年7月末期限切れ予定)はさらに1年間延長するが、規制内容は幾分緩和し、配当増加率は①10%以下、②当期利益増加に見合う範囲内(ただし過去における累積内部留保を配当増加に充てることは許されない)、のいずれか高い方を採用しうる(従来は配当増加率は10%以下に制限)こととする。

◆英国政府、銀行規制等に関する法案を発表

1. 英国政府は7月25日、銀行、預金取扱機関の規制、一部免許制の導入および預金者保護基金の設立に関する法律案(Banking and Credit Unions Bills)を発表した。同法案の骨子は次のとおり。

- (1) 「銀行」の認定および預金取扱機関に関する免許制
- イ. 次のいずれかに該当するものでない限り預金受入れを行うことはできない(外国銀行の支店についても同様)。
 - ① 英蘭銀行により「銀行」と認定(recognition)されたもの(recognized banks)。
 - ② その他英蘭銀行により「預金取扱機関」としての免許(licence)を受けたもの(licensed institutions)。
 - ③ 住宅金融協会等特別の法律に基づいて設立され、すでにその規制を受けているため、特に本法による規制の対象外とされたもの。
 - ロ. 「銀行」としての認定基準については、①金融界での高い評価や専門的な知識等各種条件の充足のほか、②純資産(払込資本金+諸準備金)が、普通銀行業務の場合5百万ポンド以上、特殊の銀行業務(highly specialized banking service)に従事する場合25万ポンド以上であること、を要件とする。ただし、純資産の要件についてはこの法案発表の時点ですでに銀行業務を行っている機関には適用されない。
 - ハ. また、「預金取扱機関」としての免許についても同様に①業務の堅実な運営等の条件のほか、②純資産が原則として25万ポンド以上であることを要件とする。ただし、純資産の要件については、この法案発表の時点ですでに預金取扱業務を行っている機関には適用されない。

(2) 銀行、預金取扱機関に対する監督

- イ. 英蘭銀行は必要に応じ、免許を受けた預金取扱機関に対し業務遂行状況等に関する報告の提出を命ずることができる。
- ロ. 英蘭銀行は必要とあれば、銀行ないし預金取扱機関の業務遂行につき考查を実施することができる(また、第三者に考查を委託することができる)。
- ハ. 英蘭銀行は最終的には「認定」ないし「免許」の取消しも行うことができる。

(3) 預金者保護基金の設立

- イ. 預金者保護のため、預金者保護基金(Deposit Protection Fund)を設立する。
- ロ. 原則として全ての recognized banks および licensed institutions は同基金に拠出する(ただし、外銀の支店等については大蔵省の判断により拠出を免除し得る)。

ハ. 拠出割合は以下のとおり。

- ① 原則として預金量の0.3%とするが、場合によっては0.6%まで引上げができる。
- ② ただし、拠出額は30万ポンドを上限、5千ポンドを下限とする。

- ニ. 基金に加盟している銀行、預金取扱機関が支払不能の事態に陥った場合、次の要領で基金が預金者に対し預金払い戻しを代って行う。

- ① 保護の対象となる預金は1預金者につき1万ポンドまでとする。
- ② 基金による払い戻しは対象預金の75%とする。

(4) 「銀行」名使用的制限

- イ. recognized banks 等限られた金融機関以外が「bank」ないしはこれに類似の名称(banker, banking等)を使用することを禁止する。
- ロ. 外銀支店等については英國以外の地で設立された機関である旨合わせて表示される限り recognized banks でなくとも「bank」の名称を使用することができる。

(5) 預金取扱機関の広告、宣伝

- イ. 大蔵省は、英蘭銀行と協議の上、預金取扱いに関する広告・宣伝の内容、形式につき規制を定めることができる。
- ロ. 英蘭銀行は、特に licensed institutions についてその宣伝に誤解を招く点があると判断した場合には、当該宣伝の禁止等適宜の措置をとることができる。

2. 同法案は、76年に発表された預金取扱機関の監督、規制に関する白書(The Licensing and Supervision of Deposit-Taking Institutions. 51年9月号「要録」参照)

を基礎とし、その後の関係各界との協議の結果等を織込み作成されたものであり、政府としては次期国会での法制化を期待している。政府は同法案の発表に当り、次のとおりその導入の背景につき、説明した。

- (1) 銀行に対しては法律に基づくものではないとはいえる。英蘭銀行が従来から監督を行ってきたほか、住宅金融協会、信託貯蓄銀行等については法的な監督システムが存在するが、なおこうした監督の及ばない預金取扱機関が存在しているというのが実情である。こうした監督の及ばない機関の中から1973～74年にかけて経営の行詰まりに陥るものが出てきた事情にもかんがみ、この際英蘭銀行に預金取扱機関全般に対する法的な監督権限を与えることが預金者を保護し、金融制度全体の健全性を確保するために望ましい。
- (2) また、かねて EEC では域内各国における金融機関の監督・規制に関する法制を統一化するとの基本方針が定められている(52年12月号「要録」参照)が、本立法はこれに基づき、法体系を整備するという目的も合わせ持つものである(EC では域内各国が 1979 年末までに金融機関営業につき事前許可制を実施することを要請)。

3. 同法案に対するシティ筋の反響をみると、銀行の認定、免許に関しては概して好意的であるが、預金者保護基金については、特に拠出金額が大きくなるうえ、自らが行詰る可能性がまずないとみられる手形交換所加盟銀行から不満の出てくる可能性が強いとされている。

◇イタリア、公的対外債務の一部期限前返済を発表

1. イタリア銀行は 7 月 3 日、74 年に西ドイツ・ブンデスバンクから借入れた金担保借款(注)の未返済残高 10 億ドルを、期限前に完済する旨決定した。

(注) 同借款は 74 年 9 月、石油ショック後の国際収支危機に対処するために行われたもの(総額 20 億ドル、49 年 10 月号「要録」参照)で、2 年後の 76 年 9 月に同条件で更新された。総額 20 億ドルのうち、77 年 9 月、78 年 3 月に各 5 億ドル返済され、残り 10 億ドルについては、78 年 9 月、79 年 3 月にそれぞれ 5 億ドルずつ返済期限が到来する予定となっていた。

2. 今回の決定は、最近、イタリアの国際収支が黒字基調にあり、6 月末の外貨準備(金・IMF ポジションを含まず)が 91.3 億ドルと既往最高の水準に達したこと背景として行われたもので、これにより同国の対外信用を強化すること等をねらったものとみられている。

◇イタリア、市中金融機関に対する量的貸出規制を一部修正のうえ延長

1. イタリア銀行は 7 月 31 日、7 月末をもって期限切れ

となる市中金融機関に対する量的貸出規制(注)を一部修正のうえ 79 年 3 月末まで延長する旨発表した。

(注) 1976 年 10 月 15 日導入、以後 1977 年 3 月、および 1978 年 3 月の 2 度にわたり延長された(61 年 11 月号、52 年 4 月号、および 53 年 4 月号「要録」参照)。

規制内容は以下のとおり。

- (1) 対象金融機関………市中金融機関のうち 1978 年 6 月末時点の預金残高が 70 億リラ以上のもの(ただし本規制実施中に預金残高が 70 億リラ以上に達したものも、その時点で規制対象に加えられる)。
- (2) 対象貸出………市中金融機関からの借入残高が 50 百万リラ超(従来は 30 百万リラ以上)の企業等の居住者に対するリラ建て貸出。ただし、地方自治体に対する貸出は適用対象外。
- (3) 規制方法………1978 年 8 月 1 日以降 1979 年 3 月末までの期間、隔月末時点における対象貸出残高を 1978 年 3 月末残高(従来は 1976 年 3 月末～9 月末の各月末時点での貸出残高の平均)に対し、次の増加率(%)以内に抑える。

	78年	79年	
9月末	11月末	1月末	3月末
+ 6	+ 7	+ 13	+ 14

なお、地方自治体に対して貸出残高を有する対象金融機関は、本規制実施中の同自治体よりの返済総額の 25% までを上記各増加率の上限に上乗せすることができる。

2. 今回の措置は、政府の経済政策決定の遅れから公共部門赤字の圧縮がすすまず、インフレ再燃が懸念される現状にかんがみ、採られたものとみられている。

◇オランダ政府、物価規制の継続を発表

1. オランダ政府は 7 月 3 日、現在実施されている物価規制(賃金コスト上昇の価格への転嫁を工業部門について 78 年中 2%、サービス業部門については同 5% <上・下期各 2.5%> を限度とする)を本年下期も継続する旨発表した。

2. 同規制は、77 年 12 月にこれまで実施されていた物価規制(注)を修正のうえ継続されたものであり、4～5 月にその見直しが行われることになっていたが、本年上期と同じ内容のまま継続されることとなったものである。規制継続の発表に当り、ファン・アルデンネ経済相は「これまでの物価規制の奏効にかんがみ、引き続きコスト上昇を抑えて、インフレ鎮静化を目指すことに政策の重点を置くこととした」とコメントしている。

(注) 工業部門については賃金コスト上昇の価格転嫁を認めず、サービス業部門については 3.5% までの価格転嫁を認める。

◇オランダ銀行、公定歩合を引上げ

- オランダ銀行は7月25日、基準割引歩合を0.5%引上げて4.5%とし(約束手形割引歩合は5%から5.5%へ、担保貸出歩合は4.5%から5%へ、それぞれ引上げ)、26日以降実施する旨発表した。
- オランダの公定歩合は、4月17日、インフレ率の低下傾向などを背景に0.5%引下げられて以来4%に据置かれてきたが、最近ギルダーに対する売圧力が強まり、市場金利が上昇傾向を示していることからオランダ銀行が、ここへきて引上げに踏切ったものとみられており、同行では「最近の金融市場金利の動向にかんがみ決定した」と説明している。

◇ベルギー中央銀行、公定歩合を引上げ

- ベルギー中央銀行は7月26日、公定歩合を0.5%引上げて6.0%とし、翌27日以降実施する旨発表した。同行の公定歩合変更は、3月29日の引下げ(0.5%、4月号「要録」参照)以来のものである。

新金利体系は以下のとおり(年利・%、カッコ内旧レート)。

(1) 再割引歩合(公定歩合)……………6.0(5.5)

(2) 債券担保貸付歩合

 1. 貸付限度内の貸付適用金利……………6.0(5.5)

 2. 貸付限度外の高率適用金利……………6.25(5.75)

- 今次措置につき、ベルギー中央銀行では、「今回の利上げは、オランダ・ベルギー両国の為替・金融市場の密接な関係にかんがみ、26日実施のオランダ銀行の公定歩合引上げ(4.0→4.5%、「要録」別項参照)に追随し、不必要的短資の動きを未然に回避すべくとられた措置である」と説明している。

◇デンマーク、公定歩合を引下げ

- デンマーク中央銀行は7月24日、公定歩合を1%引下げて8%とし、翌25日以降実施する旨発表した。同行の公定歩合変更は77年3月の引下げ(10→9%)以来1年4ヶ月ぶりのことである。
- 今次引下げ措置につきデンマーク中央銀行は、「最近数か月間為替市場においてデンマーク・クローネが平靜に推移していること、物価上昇率が鈍化傾向にあること、さらに経常収支赤字額も本年第2四半期には極めて小幅にとどまつたとみられること、等の事情を考慮し、この際1%の引下げが適当と判断したもの」と説明している。

◇スウェーデン、商業銀行に対する流動性比率を引上げ

- スウェーデン中央銀行は6月23日、商業銀行に対する流動性比率を次のとおり引上げ、7月以降実施する旨発表した(カッコ内は旧比率、本制度の導入については44年4月号「要録」参照、流動性比率の算出方法については51年7月号「要録」参照)。

3大銀行

うち Post-och kreditbanken	34%(34%)
--------------------------	----------

Skandinaviska Enskilda Banken	34%(32%)
-------------------------------	----------

Svenska Handelsbanken	34%(32%)
-----------------------	----------

中位行	27%(26%)
-----	----------

その他商業銀行	26%(25%)
---------	----------

なお、貯蓄銀行、農業金融機関に対する流動性比率(貯蓄銀行・大手行24%、中小行23%、農業金融機関24%)は据置される。

- 本措置につきスウェーデン中央銀行では、「今回の引上げは78年中の商業銀行の貸出に関する方針に変更を加えたものではなく、各行の流動性の増加状況を考慮して実施した単なる調節措置である」と説明している。

◇スウェーデン中央銀行、公定歩合を引下げ

- スウェーデン中央銀行は7月20日、公定歩合を0.5%引下げて6.5%とし、翌21日以降実施するとともに、政府債利回り、長期貸出金利も各0.25%引下げる旨発表した。今次公定歩合引下げは本年2月および4月の引下げ(各0.5%)に次ぐ本年3度目(3月号、5月号「要録」参照)の措置で、年初来引下げ幅は通計1.5%となった。
- 本措置に関してスウェーデン中央銀行は、「最近貿易収支が改善し、為替市場でもスウェーデン・クローナが安定的に推移している状況にかんがみ、金利水準を一段と引下げることが適当と判断したもの」とコメントしている。

◇スペイン、輸入促進策を発表

スペイン政府は7月27日、非農産物に対する関税の20%引下げ、自動車、ポンプ、コンプレッサー等一部に適用されている輸入割当制の廃止を主な内容とする輸入促進策を発表した。本措置は最近の同国外貨準備高(注)の急増傾向を抑制するためにとられたものとみられている。

(注) 外貨準備高

	76年末	77年末	78/1月	2月	3月	4月	5月
	5,284	6,590	6,906	7,211	7,306	7,573	7,700

(単位・百万ドル)

アジアおよび大洋州諸国

◇韓国、建築禁止措置を発表

韓国政府は年初来の異常な建築ブーム(建築許可面積1～4月前年同期比+77.8%)を映じ、セメント等建築資材の品不足と価格高騰が目立ってきているため、5月、6月の2次にわたって一部建物の建築禁止措置を実施した。対象となる建築物は次のとおり。

(1) 第1次建築規制(5月22日発表、即日実施)

国・公営企業、銀行のオフィス用建物、ホテル(外国人向けを除く)、娯楽施設等不要不急の建物、および70坪以上の個人住宅。

(2) 第2次建築規制(6月26日発表、即日実施)

- ① 40坪以上の個人住宅、および45坪以上のアパート、共同住宅。
- ② ガソリン・スタンド、危険物貯蔵施設、展示施設、撮影所、公民館および1,000坪以上の宗教施設。
- ③ 裁判所、検察庁等司法関係庁舎および公益法人の事務室用建物。

◇韓国、輸入金融支援措置を発表

韓国政府は6月29日、主要原材料の輸入金融を支援するため「内国ユーズン制度」を実施する旨発表した(7月7日実施)。

これは、最近の短期貿易金融抑制策(注)の結果生じている輸入業者の資金繰り悪化に対処するためにとられたもので、その概要は以下のとおり。

与信わく等：韓国銀行は、国内為銀(外換銀行、都市銀行、中小企業銀行、地方銀行)および外銀銀行支店に対し、1億ドルの再割わく(うち国内為銀700万ドル、外銀支店300万ドル)を供与。外為銀行はそのわく内で輸入手形(ドル建)の割引きを行う。

金利：為銀割引レート…最高19%の範囲内で米国B A レートプラス0.75%。

韓銀再割レート…為銀割引レートマイナス1%。

期間：90日(ただし航海日数10日以内の地域は60日)。

対象品目：原綿、くず鉄等主要原材料400品目。

(注) 例えば韓国政府は77年11月、海外部門を通ずるマネー・サプライ増加を抑制するため、外銀支店による短期外貨貸出を廃止している。

◇韓国、外為替管理を一部緩和

韓国政府はこのほど、民間企業の対外取引拡大を図る

ため外為替管理の一部緩和を発表、7月7日実施した。これは、外貨事情好転を背景に同国が推進している貿易・為替自由化政策の一環としてとられたもので、その概要は以下のとおり。

- (1) これまで輸出用原材料および内需用一般品目の一覽払い輸入に課されていた輸入担保金(従来担保金比率10%<3月号「要録」参照>)を廃止。
- (2) 海外投資促進を図るため、韓国銀行が単独で許可できる海外投資限度額を引き上げ(30→50万ドル)。
- (3) これまで、韓国銀行に与えられていた経常外貨支払い(海外旅行経費、代理店手数料、海外支店経費等の支払い)に関する許認可権限を一般の外為替銀行に大幅委譲。
- (4) 民間企業の海外事務所に対する基本経費送金限度を引き上げ(1人1か月当り1,500～3,000→3,000～5,000ドル)。

◇韓国、交通料金、政府放出米価格を引き上げ

韓国政府は、人件費の高騰等に伴い悪化をみている交通関係企業の収益改善を図り、あわせて政府補助の負担を軽減するため、交通料金の引き上げを認めるとともに、食糧管理特別会計赤字の増加を抑えるために政府米放出価格の引き上げを行った。なお、これに統いて、電力料金、水道料金についてもそれぞれ15%、25～87.5%程度の引き上げが予定されていると伝えられ、今後一層インフレ圧力が強まるものとみられている(6月、消費者物価上昇率前年同月比+14.6%)。

今回の引き上げ率等は次のとおり。

國 鉄	13～30%(7月21日実施)
地 下 鉄	25%(〃)
市 内 バ ス	30%(7月14日実施)
高 速 バ ス	19.8%(〃)
タ ク シ ー	25%(〃)
國 内 航 空	旅客30%、貨物13%(〃)
政府放出米	13.6%(〃)

◇台湾、台湾元を切上げ

台湾当局は7月10日、台湾元の対米ドル・レート切上げ(5.6%<IMF方式>)を発表、即日実施した。

新レート 旧レート

1米ドル当り 36台湾元 38台湾元

同国では、対米ドル固定相場制度がとられており、73年2月の切上げ以降対米ドルレートは変更されていなかったが、最近の急速な円高に伴う輸入物価の大幅上昇に加え、貿易収支黒字幅拡大を主因としたマネー・サプラ

イの増大もあって、このところ国内物価の騰勢が強まっている状況にかんがみ、本措置がとられたものとみられている。

なお、今次切上げに際し中央銀行は、今後、より機動的に為替レートの変更を行う旨発表。このため、為替レート変更に要する法的手続きの簡素化(現在は立法院の承認が必要)、通貨バスクエット方式の導入、為替市場の育成等の具体策が検討されていると伝えられる。

◆台湾、投資奨励条例を改正

台湾当局は7月、民間設備投資の一層の促進を図るために、「投資奨励条例」の一部を改正し、優遇措置適用業種を拡大した(7月27日実施)。今回の改正は、昨年7月(52年9月「要録」参照)以来1年ぶり。改正点は次のとおり。

- (1) 「生産奨励事業」(営業開始日より4~5年間法人所得税を免除)に亜鉛・鉛精錬業、塩化ビニール製造業、電子医療機器製造業等10余業種を追加。<第3条改正>
- (2) 「資本ないし技術集約型産業」(法人所得税の免税期間開始日を1~4年間繰延べ可能)に基本金属鉱業、鉄鋼業、造船業、石油化学工業、カラーテレビ製造業等を追加。<第6条第1項改正>
- (3) 「新規生産事業特別奨励措置」適用生産事業(毎年の納税額を前年度営業収入の22%以内にとどめることが可能)に国際海運業を追加。<第10条第3項改正>

◆台湾、輸入促進措置を発表

台湾当局は7月、999品目の輸入関税減免、および1,146品目の輸入規制解除を発表した。これは、輸入促進により原材料供給の円滑化を図るとともに、貿易収支黒字を是正し海外部門を通ずるマネー・サプライの増加を抑制することにより、インフレ圧力を緩和することをねらったもの。概要は以下のとおり。

- (1) 999品目の輸入関税を減免(7月28日実施)
 - ① 関税を撤廃…輸出加工用原料、電気実験器具、郵便切手販売機、港湾建設作業船等16品目。
 - ② 関税引下げ…主要工業原料、食料品等983品目(原油5→2.5%、燃料油10→5%、石綿15→10%、洗剤原料25→15%等)。
- (2) 1,146品目の輸入規制解除(7月14日実施)
 - ① 輸入禁止措置の解除…梨、宝石類、核燃料等101品目。
 - ② 輸入地域制限(主に北米、欧州、豪州、ニュージーランドに限定)の解除…食料品、毛織物、衣類、

プラスチック製品、電子計算機、紙製品、自動車部品、ライター等1,045品目)。

◆香港、預貸金利を引上げ

香港の英系2行(香港上海、チャータード)は7月14日、貸出プライム・レートを0.5%引上げ6.0%とすることを発表、7月17日実施した。これは、不動産、株式投資を中心とした地場資金需要が依然根強いうえ、このところ内外金利差拡大を映じ短期資金の海外流出が目立っているところから、金融市場がタイト化し、コール・レートが貸出プライム・レートを上回る状況が続いているため。

一方、これに伴い為替銀行協会(Exchange Banks' Association)は、預金利を0.25~0.75%の幅で引上げる旨決定、同じく7月17日実施した。なお、最近ファインанс・カンパニーが預金吸収面で高利offerにより積極的な攻勢をかけてきていることも預金利引上げの背景となっているとみられている。

今次預貸金利引上げは、5月に引続く本年2回目の措置。

新預金利は次のとおり(年利・%、カッコ内は旧金利)。

普通預金	2.5(2.25)
通知預金	2.5(2.25)
定期預金	
3ヶ月もの	2.5(2.25)
6ヶ月	3.25(注)(3.0)
12ヶ月	4.75(4.0)

(注) 香港上海銀行およびチャータード銀行は、従来6ヶ月もの定期預金利に限り、為替銀行協会協定金利(3.0%)以下に設定(2.25%)していた(6月号「要録」参照)が、今次措置を機に協定金利の水準(3.25%)にまで引上げた。

◆シンガポール、オフショア・バンクの業務規制を緩和

シンガポール金融管理庁(MAS)は6月16日、同国におけるオフショア・バンクの非銀行顧客(non bank customers)との取引に関する業務規制を以下のとおり緩和する旨発表、7月1日から実施した。

- (1) 従来非銀行顧客(居住者)との取引の条件とされてきた、「金額1百万シンガポール・ドル以上、期間2年以上の貸付先に限る」との制限を撤廃。

これにより、当座預金口座の開設のほか、当座貸越、信用状開設等の取引が自由に行えることとなった。

- (2) 1件当たり信用供与限度を引上げ(15百万→30百万シンガポール・ドル)

なお、非居住者からの貯蓄預金(savings deposit)と25万シンガポール・ドル未満の定期預金の受け入れ禁止措置ならびに居住者からの貯蓄預金とシンガポール・ドル定期預金その他付利性預金の受け入れ禁止措置等はそのまま据置かれた。

本措置について、MASは、同国の国際金融市場としての発展を促進するための措置の一環で、先の為替管理の自由化(7月号「要録」参照)とある程度平仄を合わせることが主たるねらいであるが、このところ進出が活発化している日系企業のシンガポール・ドル資金調達の円滑化を図ることも目的の一つであると説明している。

◆シンガポール国家賃金評議会、78年度賃上げガイドラインを勧告

シンガポール国家賃金評議会(National Wages Council)は6月29日、本年度(78年7月～79年6月)の賃上げガイドライン勧告の内容を発表した。勧告の概要は次のとおり。

(1) 本年度の賃金上昇率は、定昇込みで6%+一律12シンガポール・ドルとする。

(2) 職種等により異なった昇給率を採用している企業にはグループ相殺制度(group offsetting system)(注)を認める。

(3) 職場の渡り歩き(Job-Hopping)防止のため、在籍1年未満の従業員に対しては、本勧告は適用外とする。

今回の勧告の特徴は、オイル・ショック後の激しいインフレに見舞われた74年(CPI +22.3%)に次ぎ、2度目の定率プラス定額方式の採用(通常は定率方式)にあるが、これは、本年の勧告が①最近不足が顕著となりつつある若年工場労働者の確保、②最近の物価上昇傾向(CPI、77年+3.2%→78年4月+5.1%)に対する低所得層の不満の解消、等をもねらいとしていることによる。

(注) 企業の賃金支給総額の引上げ率がガイドライン内にとどまつていれば、一部職種ないし一部従業員の賃上げ率がガイドラインを上回っても可とするもの。

◆インドネシア、円建私募債を発行

インドネシア政府は7月6日、同国初めての外債として円建私募債を発行した。発行の条件等は次のとおり。

総額	100億円
償還期間	10年(うち据置期間4年)
利 率	年7.5%
発行価格	100円につき99円87銭5厘
応募者利回り	年7.521%

引受幹事 野村証券(主幹事)、東銀、興銀

今回の円建債発行について同国のWardhana蔵相は、①国営石油会社プルタミナの財政破綻からの立直り、②輸出の好伸(77年、前年比+27.0%)、③物価上昇の落着き(CPI、77年中+11.0%、78年5月+8.8%)などを背景に、同国経済に対するコンフィデンスが高まり外債発行の条件が整ってきたうえ、すでにASEAN5か国中他の4か国が外債を発行していることにかんがみ実施した、と説明している。

◆フィリピン、ファイナンス・カンパニー業務の一部を規制

フィリピン政府は6月11日、ファイナンス・カンパニーの金利の設定等につき、商業銀行と同様、中央銀行にその一部を規制する権限を付与する旨の大統領令を公布、即日実施した。概要等は次のとおり。

1. 概要

(1) 金融機関発行債務証書の割引金利を期間1年以下の場合最高年14%とし、1年超については最高月1.17%の付加を認める。

(2) 割賦販売クレジットの割引金利は、期間1年以下の場合最高年18%とし、1年超については最高月1.5%の付加を認める。

(3) 企業売掛金の割引手数料は、最高月2%とする。

(4) 上記割引金利なし手数料限度は中央銀行が自由にこれを変更できるものとする。

2. 背景等

同国のファイナンス・カンパニーは、ファイナンス・カンパニー法(Financing Company Act)に基づき設立され、その業務活動は証券取引委員会(Securities and Exchange Commission)が監督することになっているが、割引金利等は事実上野放しの状態にあったため、これまで通常年20～40%もの高利が課されていた。

本措置は、本年初来実施されている中央銀行の高金利是正政策(2月号および7月号「要録」参照)の一環として、上記高金利を規制するねらいをもつほか、ファイナンス・カンパニーを徐々に中央銀行のコントロール下におこうとの意向もあるものとみられている。

◆パキスタン、1978年度の輸入政策を発表

パキスタン政府は、7月1日、1978年度(78年7月～79年6月)の輸入政策として、以下の輸入自由化拡大措置を発表、即日実施した。

(1) 措置の概要

イ. 積出し国を限定せず輸入が許可される品目の範囲

拡大(411→438品目)

- ① 商業輸入業者が輸入しうる品目に、人造繊維糸、セメント、植物油、農薬、農業用機械等22品目を加え355品目とする。
- ② 産業消費者(実需者)のみ輸入しうる品目に、家庭用エア・コン、冷蔵庫の組立部品等9品目を加え53品目とする。
- ③ 公共機関のみ輸入しうる品目は、①、②等へ移行した4品目(セメント、エア・コン等)を削除し、30品目とする。

口. 信用供与、借款、バーター取引によるかまたは特定の積出し国からのみ輸入しうる品目の範囲拡大。陶磁製家庭用食卓用品、螢光灯管球等4品目を加えて22品目とする。

ハ. その他の規制緩和

- ① 産業用プラントおよび機械の輸入ライセンスの限度額引上げ(現金決済の場合: C & F 価格150万ルピー→同250万ルピー、信用供与、借款およびバーター取引による場合: C & F 価格200万ルピー→同250万ルピー)。
- ② 輸入ライセンス発給後L/C開設までの期間延長(45→60日)。
- ③ 輸出品製造のための原材料輸入ライセンス申請手続の簡素化。

(2) 背景等

同国の貿易収支をみると、輸出は主要輸出品目の綿花・茶の豊作を映じ順調に推移しているものの、輸入が国内開発資材や小麦を中心に急増をみているため、大幅な赤字(77年中△1,277百万ドル、78年1~3月△437百万ドル)を続けている。しかしながら、①国内産業開発および輸出産業の育成のためには、輸入資材に依存せざるを得ないこと、②生活必需品等消費物資の不足から生ずる国民の生活不安を解消する必要があること、等の判断から、こうした貿易収支動向にもかかわらず一段の輸入自由化を決定したものとみられている。

◇豪州、輸入規制を強化

豪州政府は7月6、7日、販売不振に悩む国内業界保護の観点から、冷蔵庫等家電製品の関税率引上げおよび熱延鋼板等の輸入割当制(77年3月まで存続)再導入を内容とする輸入規制強化措置を発表した。本措置の概要は次のとおり。

- (1) 家電製品の関税率引上げ(7月6日発表、翌7日実施)

品 目	引上げ前	引上げ後
冷 蔵 庫	25%	当初2年間45%、その後2年ごとに5%引下げ、7年目以降30%
洗 た く 機		
衣 類 乾 燥 機	7万台まで25%	7万台以上45%
ルーム・エアコン	25%	当初2年間は35%、その後は30%

(2) 鋼板に対する輸入割当く設定(7月7日発表、7月1日に遡及し1年間実施)

品 目	78/79年度	うち上期 (78/7~12)	下 期 (79/1~6)
	千トン	千トン	千トン
熱 延 鋼 板	22.5	12.5	10.0
冷 延 鋼 板	90.0	50.0	40.0
亜鉛メッキ鋼板	50.0	25.0	25.0
合 計	162.5	87.5	75.0

◇豪州、外資政策の緩和措置を発表

豪州政府は6月8日、外資規制措置を緩和する旨発表、即日実施した。概要は以下のとおり。

- (1) 要許可案件の条件緩和
 - イ. 新規開発投資について、許可を要しない投資限度額を1件当たり100万豪ドル未満から500万豪ドル未満に引上げる(ただし金融およびウラニウム部門は引き続き禁止)。
- ロ. 外資による企業乗り取り防止法(Foreign Take-Over Act)の対象外とする豪州企業の資本金を100万豪ドル未満から200万豪ドル未満に引上げる。
- ハ. 外国人(個人)の25万豪ドル未満の不動産取得は政府の許可を要しないこととする(従来は金額に関係なくすべて要許可)。
- (2) 鉱物資源開発に対する外資系企業の投資認可(ただし、下記の条件を満たすものに限る)
 - イ. 現在豪州資本の出資比率が25%以上あり、かつ将来これを51%にまで引上げる旨公約し、その進捗状況につき外資委員会に定期的に報告すること。
 - ロ. 当該企業の取締役会構成員の過半数を豪州人とするよう定款を改正すること。

(3) 為替管理の緩和

期間6か月未満の非居住者預金の受け入れおよび確定利付証券の購入を認める(従来はいずれも6か月超のみ)。

今回の措置は、76年4月に正式に発表された現フレーザー政権の外資政策弾力化路線(51年3月号「要録」参照)を踏襲しつつ、同国の資源・産業開発費の不足や国

際収支の悪化(76/77年度 △491→77/78年度 △545各百万豪ドル)に対処し、一段と海外からの投資を促進するためとられたもの。

共産圏諸国

◆第32回コメコン総会開催

第32回コメコン総会は、6月27日から29日までルーマニアの首都ブカレストで開催された。本総会において発表されたコミュニケーションの概要は次のとおり。

- (1) コメコンの「経済統合計画」は成功裡に進展しており、特にコメコン域内の産業協力の進展、分業生産体制の強化に伴って域内貿易は増大(77年の域内貿易額455億ルーブル<75年比+28%>)しているほか、コメコン共同プロジェクトのオレンブルグ・ガスピライイン、ソ連-ハンガリー間の送電幹線が本年内に完成の見込み。
- (2) コメコン経済統合計画に基づくエネルギー、原燃料、農業、食品工業、機械工業部門の1990年までの長期計画を承認。概要は次のとおり。
 - (エネルギー、原燃料部門)
 - ① 原子力開発の推進。
 - ② 固形燃料資源の採掘、利用の促進。
 - ③ コメコン加盟国間の統合電力網の整備。
 - ④ 石油・天然ガス精製の推進および石油・天然ガスの燃料としての利用制限。
 - ⑤ 冶金、化学、セルロイド、紙、微生物を利用した製品の生産能力引上げ。
 - (農業)
 - ① 穀物、畜産の生産力強化および飼料基地の増強。
 - ② 農業生産の一層の機械化等を推進。
 - (機械工業)

農・工業各部門の機械化推進のため、新鋭機械の生産増大を図る。
- (3) ベトナム社会主義共和国のコメコン加盟を正式に承認(この結果、コメコン加盟国は10か国となった)。

◆ソ連、新農業政策を発表

ソ連のブレジネフ書記長は、党中央委総会(7月3～4日開催)において、「ソ連農業の一層の発展について」と題する報告を行い、農業振興のための新政策を発表するとともに、第11次5か年計画(1981～85年)の穀物生産目標(年平均238～243百万トン<第10次5か年計画目標、年平均220百万トン>)を明らかにした。その概要は次のとおり。

1. 政策措置の概要

- (1) 牛乳、羊毛、アストラハンの皮、じゃがいも、野菜の国家買入れ価格を引き上げる(小売価格は据置き、1979年1月1日実施予定)。
- (2) 収益率25%以下(現行15%以下)のコルホーズに対する所得税を免除する(実施時期は未定)。
- (3) ソホーズに対する自然災害損失補償額を引き上げ(本措置はすでに実施されている模様)。
- (4) 72年、75年の不作に際してのコルホーズ、ソホーズのゴスパンクからの借入額のうち、73億ルーブルを返済免除、40億ルーブルを返済猶予とする(実施時期未定)。
- (5) コルホーズ農民の年金額を引き上げ。なお、本措置は7月5日に開催された最高会議において、「コルホーズ農民の年金保障の一層の改善に関する法律」として採択済み(1980年1月1日実施予定)。

2. 新政策が打出された背景

70年代におけるソ連の農業生産は73年にかろうじて目標を達成したほかは、各年とも計画目標未達に終る不振を続けており、これが同国の経済成長の足かせの一つになっているといわれている。こうした農業不振の背景としては、①農業近代化の立遅れによる非効率性(労働生産性および単位当たり収穫量が低いこと)、②農業人口の減少による労働力不足、③農民所得水準が相対的に低い(78年の賃金水準、工業労働者平均159ルーブル/月、コルホーズ農民平均107ルーブル/月)ことに伴う労働意欲の低下および他部門への労働力流出、等の問題が指摘されている。今回の措置は、こうした諸問題の改善を企図したものとみられている。

◆北朝鮮、1978年上期の生産動向を発表

6月25日の朝鮮中央通信(北朝鮮政府の報道機関)の報道によると、北朝鮮の78年上期工業生産計画は6月23日に繰上げ達成され、78年初来同日までの総生産額は前年同期比21.6%増となった。部門別では、粗鋼、化学肥料等生産財部門および石炭、電力、鉄鉱石等エネルギー・鉱業部門が好成績(前年同期比2～3割増)、ほとんどすべての工場、企業で上期計画が大幅に繰上げ達成されたほ

北朝鮮の1978年上期生産実績

品目	前年比 増加率	品目	前年比 増加率
粗 鋼	20%以上	鐵 鉱 石	20%
化 學 肥 料	30%	電 力	22%
石 炭	17%	鐵道貨物輸送量	20%以上

か消費財・食料品部門も順調。この間、建設、運輸、商業活動も順調に推移。

◇ベトナム、円借款協定に調印

ベトナム、日本両国政府は7月7日、ベトナム経済の復興と開発を目的として供与される円借款協定に調印した。本借款は、統一ベトナムに対するわが国の有償経済

援助としては初めてのもの。概要は以下のとおり。

- (1) 金額…100億円
- (2) 債還期間…10年据置き後20年。
- (3) 金利…2.75%
- (4) 使用期限…1980年7月6日
- (5) 用途…金属、機械、繊維品、肥料、セメント等の物資購入に充当する。